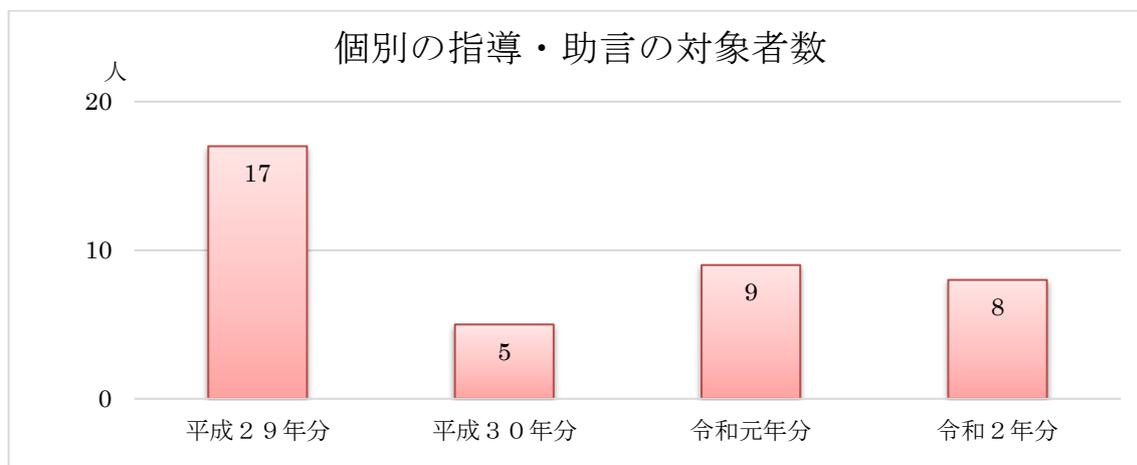


政治資金監査の質の向上について（案）

～令和3年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言について～

1. 平成29年分～令和2年分の収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の取組に係る評価について

令和2年分収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の実施の内訳は資料1のとおりであり、直近の3年間の対象者数を比較すると、次のとおりである。



注 上グラフは、各年12月初旬までに都道府県選挙管理委員会等よりなされた報告に基づき、個別の指導・助言を実施することとした対象者数の推移を示す。

令和2年分における個別の指導・助言の対象者は、令和元年分から1人減少して8人となり、平成29年分と比較すれば減少しているところである。

2. 令和3年分収支報告書（定期分）に係る個別の指導・助言の実施について

本取組は、政治資金監査の更なる質の向上を図り、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげるために有意義なものである。

また、連続して対象となる者を含め、本取組の対象者は依然として一定数存在することから、引き続き、誤りの防止の徹底を図っていく必要がある。

したがって、令和3年分の収支報告書（定期分）に係る政治資金監査についても、本取組を継続して行うこととする。